



大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえた 消防庁の対応等

予防課

平成20年10月1日未明、大阪市浪速区の個室ビデオ店において火災が発生し、利用客が煙で逃げ遅れるなどして多数の死傷者が生じる惨事となりました。この火災の概要及び消防庁の対応は次のとおりです。

1 火災概要（平成20年11月1日現在）

(1) 発生日時等

発生時刻：平成20年10月1日 2時50分頃
 覚知時刻：平成20年10月1日 2時59分
 鎮圧時刻：平成20年10月1日 4時33分
 鎮火時刻：平成20年10月1日 8時18分

(2) 発生場所

大阪府大阪市浪速区難波中 桧ビル

(3) 建物概要

構造：RC造、地上7階建て
 建築面積：262㎡
 延面積：1,318㎡
 階別状況：6～7階 居宅
 2～5階 事務室、空室
 1階 個室ビデオ

(4) 火災被害等

死者：15人（すべて男性客）
 負傷者：10人（男性9人、女性1人）
 部分焼（1階店舗）
 （負傷者の内、男性1人は、48時間を経過して30日以内に死亡）

(5) 火災原因等

調査中（1階個室ビデオ店の個室エリアから出火し、逃げ遅れにより多数の死傷者が発生したもの。）

(6) 消防機関出動状況（大阪市消防局）

消防車両40台（117人）出動

2 消防庁の対応

平成20年10月1日4時37分に大阪市消防局から火災報告（第1報）を受け、直ちに第一次応急体制を立ち上げ、情報収集を開始するとともに、次の対応をとりました。

(1) 消防庁長官による火災原因調査権の発動

平成20年10月1日に消防法第35条の3の2の規定に基づき消防庁長官の火災原因調査権を発動し、消防庁職員7名を現地派遣しました。

(2) 個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底について（平成20年10月1日付け消防予第255号）

大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえ、同様の被害を防止するため、個室ビデオ店等について緊急に調査を行うとともに、防火対策を徹底するよう都道府県等に通知しました。こ

の通知の概要は以下のとおりです。

①緊急調査について

○調査対象は次に掲げるもの。

- ・個室ビデオ
- ・カラオケボックス
- ・漫画喫茶、インターネットカフェ
- ・テレホンクラブ

○調査内容：防火管理や消防用設備等に係る防火対策の実態等を調査。

○回答期限：平成20年10月31日（金）

②防火対策の徹底について

○下記事項について重点的に改善指導を図るとともに、消防法令上の違反事項があれば早急に是正するよう指示。

- ・火気管理が適切になされていること。
- ・階段、通路など避難経路が適切に管理されていること。
- ・従業員による避難誘導、通報等の体制が確保されていること。
- ・自動火災報知設備の音響停止や電源遮断がなされていないこと。

○併せて、消防法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第215号）等が同日に施行され、すべての個室ビデオ店等に自動火災報知設備の設置が義務付けられたことから、早期の設置促進を指示。

(3) 個室ビデオ店等に係る防火対策の更なる徹底について（平成20年10月7日付け消防予第257号）

大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえ、同様の被害を防止するため、夜間における応急体制の確保など、個室ビデオ店等に係る防火対策の更なる徹底について、都道府県等に通知しました。その通知の概要は以下のとおりです。

①夜間における応急体制の確保

○深夜から早朝にかけて営業を行う個室ビデオ店等について、火災時の避難誘導、通報、初期消火等に必要の体制を確保。

○自動火災報知設備が設置されていない既存の個室ビデオ店等にあっては、当面の対応としてソフト対策を徹底。

- ・避難誘導等に係る十分な人員を確保。
- ・避難経路の表示として、暗所で光る誘導標識等を付加。

○避難訓練の実施

②火災の早期覚知・伝達手段の確保

○自動火災報知設備の早期設置を促進。

○火災の警戒体制を確保（従業員の巡回、防犯カメラの監視等）。

③避難上必要な施設等の適切な管理

○廊下、階段等において避難上支障となる物件を除去。

○防火戸の閉鎖の支障となる物件を除去。

現在、火災原因調査や個室ビデオ店等に係る緊急調査を実施中ですが、今後これらの調査結果を取りまとめ、必要な対策について所要の検討を行っていく予定です。